

# 定額減税しきれないと見込まれる皆さまへ

## 二宮町調整給付金のご案内

- 定額減税補足給付金（調整給付金）は、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対して、支給される給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

$$\begin{array}{l} \text{所得税} \quad \boxed{\text{定額減税可能額}} - \boxed{\text{令和6年分推計所得税額}} = \boxed{(1)} \\ \text{住民税所得割} \quad \boxed{\text{定額減税可能額}} - \boxed{\text{令和6年度分住民税所得割額}} = \boxed{(2)} \\ \text{支給額} = \boxed{(1) + (2) (1万円単位に切上げ)} \end{array}$$

### 給付金の支給時期

二宮町が確認書を受理した日（電子申請日）から3週間後が目安です。

### 支給対象と手続き

#### 支給対象者

#### 下記の①から②を全て満たす者

- ① 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る（減税しきれない）と見込まれる方
- ② 納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円以下の方

#### 確認書を返送する場合

#### 内容を確認して、二宮町に返送してください。

- ※支給口座が印字されており、その口座から変更しない場合は、④を同封してください。
- ※支給口座に印字がない場合、または支給口座を変更する場合は、④と⑤を同封してください。
- ※代理人の口座に振込みを希望される場合は、④、⑤、⑥を同封してください。

同封書類：④支給対象者の本人確認書類の写し ⑤通帳の写しまたはキャッシュカードの写し ⑥代理人の本人確認書類の写し

#### 電子申請をする場合（確認書に支給口座が印字されている方で、その口座から変更せずに、本人のマイナンバーカードを使用して受給を希望される場合のみ、電子申請が利用できます）

#### 本チラシに記載の二次元コードを読み取り、お手続きをしてください。

- ※マイナンバーカードおよびマイナンバーカードを読み取れるスマートフォン等及びマイナポータルへの登録が必要です。（手続き方法は、同封している電子申請の案内をご確認ください）
- ※「確認書」を返送する必要はありません。



**提出期限** **令和6年10月31日（木）必着**（電子申請する場合も、この日までに申請してください。）

「よくあるご質問」や「お問い合わせ先」については裏面をご確認ください。

# よくあるご質問

Q：定額減税補足給付金（調整給付金）の支給自治体はどこですか。

A：この給付金は、令和6年度個人住民税が課税される市区町村から給付されます。

※令和6年度個人住民税は、令和6年1月1日（賦課期日）時点で住民票がある市区町村で課税されます。

Q：定額減税可能額とは何ですか。

A：・所得税分 = 3万円 × {本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）}

・個人住民税所得割額分 = 1万円 × {本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）}

※控除対象配偶者、扶養親族は国外居住者を除く

（例）納税義務者本人が妻と子ども1人を扶養している場合

・所得税分 = 3万円 × (1+2) = 9万円

・住民税所得割分 = 1万円 × (1+2) = 3万円

Q：令和6年分推計所得税額はどのように算出していますか。

A：令和6年度（令和5年中の所得等）の個人住民税課税資料をもとに、国が提供する「算定ツール」を用いて算出した金額となります。そのため、令和5年分確定申告や源泉徴収票等の所得税額とは一致しない場合があります。

特に住宅ローン控除や寄付金控除がある方は「算定ツール」の仕様上、実際の所得税額と一致しない場合があります。（その場合の対応は次の項目を参照ください）

Q：給付額に不足があった場合はどうなりますか。

A：令和7年度にて不足分の給付を行う予定（詳細未定）です。

Q：この給付金は課税対象か。また差押えの対象になりますか。

A：給付金の収入は非課税となります。また差押えの対象にもなりません。

Q：公金受取口座とは何ですか。

A：マイナンバーカードをお持ちの方が、給付金等の受取のために登録していただいている口座です。

なお、登録されている口座に振り込みができない場合は、改めて手続きが必要となりますので、予めご了承ください。

Q：確認書に口座情報が印字されていますが、なぜ町は口座情報が分かるのですか。


A：できるだけ簡素な手続きで迅速に給付するため、公金受取口座や令和2年5月から支給されていた特別定額給付金の手続きの際にお伺いした口座情報を用いています。

Q：印字されている口座とは別の口座に振り込んでほしい。

A：確認書裏面の記載欄に口座情報を記入の上、裏面等に口座情報が分かる資料（キャッシュカードのコピーなど）と、本人確認書類（運転免許証のコピーなど）を添付してください。

Q：代理人が記入することができますか。

A：親族であれば代理記入は可能です。その場合は、確認書裏面の【代理確認・受給を行う場合】に必要な事項を記載の上、納税義務者本人の署名をしてください。

 **定額減税補足給付金（調整給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ



二宮町福祉保険課 給付金 担当

**0463-75-9418** 受付時間 平日8:30~17:15